

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)
2025/12/10

分冊⑤

【移動に関するプロジェクトチーム】

※課題No.下の()内は課題提出年度

※課題に関する施策内容がさっぽろ障がい者プランに掲載されたため、一旦協議会での取組み終了。なお取組みが継続されるものは課題引継ぎ先にて継続。

◎第35回全体会(令和2年12月)にてプロジェクトチームのまとめ報告およびプロジェクトチーム終了の承認。

◎第36回全体会(令和3年6月)にてプロジェクトチームの最終報告書を札幌市ホームページに掲載することを確認。報告書については各地域部会等で活用していくことを依頼。残された課題解決へ向けての検証の場を協議会の中に持っていくことを承認。

◎第40回全体会結果(令和5年6月)にて、さっぽろ障がい者プランの改訂へむけて、自立支援協議会よりプラン策定に関する課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくとすることを共有した。

⇒令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/>

※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/gaiyou.html>

⇒上記には協議会から提言された内容について、一部取り上げられている。

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p>【課題整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一括的に解決に向けた方向性を整理する予定。 ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。(平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 ・福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり) ・運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 ・移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 ・第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会(令和3年6月)にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困りごとや工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 	主 : 移動 副 : 支援 技法・障 害特性

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26) つづき				<p>【令和3年度】 ・第37回全体会 (令和3年12月) 移動プロジェクトの成果 (報告書) については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p>【令和4年度】 ・第39回全体会結果 (令和5年12月8日) 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果 (令和5年3月16日) 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見・取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p>【令和5年度】 ・第40回全大会結果 (令和5年6月21日) さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。 ・令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryouu.htm ⇒上記には協議会から提言された内容について、一部取り上げられている。</p> <p>※主カテゴリ「移動」については、一定の改善がみられたため一旦協議会としての取組み終了。副カテゴリ「ヘルパーの技術向上」については重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにて継続検討中。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あつたとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。(東区5)	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。 	<p>【課題整理済】41の見解と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があつてもよい。プロジェクトを作つて現場レベルの担当者が非公式で話し合つても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出てゐる。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 <p>⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行つた（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める）</p>	<p>【東区との意見交換結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。 ・運営会議 (H30.12) ⇒ No. 41の記載と同様 <p>【令和元年度～令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 41の記載と同様。 	<p>主：移動 副：教育</p>

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。（東区9） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	【課題整理済】41の見解と同じ 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 【第1段階】 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。 【第2段階】 まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会（運営会議）に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私の勉強会」に委ねる	・地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。 ・通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。 ・雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないか。制度の話ではあるが、国に訴えていく要素もある。 【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。 【参考】 ・札幌市では、令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市障がい者就労支援事業」が開始された。（令和6年4月一部改正）支援計画書作成支援費について追加 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/zyuudosyougaisyasyuurousien.html	主：移動 副：教育
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。（東区16） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。（相談1） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動 副：教育

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
42 (H26)	4月特別支援級の小学1年生に進級する軽度発達障がいの男の子。下に幼稚園に入園する弟がおり、母親一人では2人を別々の幼稚園、学校に送れないため、移動支援の通学利用でヘルパーを利用したいという希望があったが、身体介護なしで単価も安く、時間帯もヘルパーが都合がつかなくて対応してもらえる事業所が見つからなかった。(相談11)	移動支援の通学利用は、必要とする人たちの時間帯がかぶるため、ヘルパーが足りずに対応してもらえない。尚且つ、身体介護なしの支給決定だと単価が安く引き受けもらえる事業所がない。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。 ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定） 	<p>※一定の改善がみられたため、一度協議会としての取組み終了。</p>	主：移動 副：教育
43 (H26)	母が精神障がいで、障害児の登校の付き添いや送り出しができず、不登校になってしまっている事例等。(相談12)	移動支援が、申請により通学にも利用できるよう制度は拡充されたが、実際に支援してくれるヘルパー事業所が極端に少なくて苦慮している。事業所が見つからないために家族が多大な負担を強いられたり、児童が不登校になっていたりという事例が多く存在する。	<p>【課題整理済】42の見解と同じ</p> <p>子ども部会に情報提供</p>	<p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：移動 副：教育

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
18 (H24)	●車いす利用者など、移動に支援を要する場合、冬季の選挙となると、投票所までの移動に苦慮する。 ●郵便による不在者投票の条件に該当しない場合も移動に支援が必要な人がいる。(北区2)	冬季の投票について	<p>【課題整理済】 4.2 の見解と同じ 北区地域部会及びまちの課題整理プロジェクトチームが、協議会全体で共有し、課題に対する意見を集約して、関係機関（選挙管理委員会等）へ伝え る。</p> <p>⇒ 4.2 の見解と同じ。「移動」に関する課題とまとめて整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央区選管に確認。 期日前投票はオンラインなので、セキュリティの強い線を使う必要があるため、例えば中央区は中央図書館でできないか検討した。 移動支援などは利用可。 郵便による不在者投票は国の法律なので、市町村が変えることはできない。 	<p>【福祉のまちづくり推進会議】 冬季投票の際の移動のことは、郵送対応や各種福祉サービス等が使えることに加え、投票所における合理的配慮の取組についても選挙管理委員会でも工夫を進められていることから、推進会議の場で外部有識者から有効な意見が見込まれないと判断された。 (No.41にも関連の記載あり)</p> <p><u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u></p>	主：移動
22 (H25)	内部障がいにより身体障害者手帳 1種 1級所持の方。 買い物など外出の際にヘルパーと一緒に同行して欲しいが移動支援の対象者にならない。 ヘルパーが必要な理由は、現在酸素を常時装着、1日 6 L の酸素が必要なため、外出の際は自身で 1 本酸素を持ち、予備に 1 本ヘルパーなどに持つてもらわないと外出が難しい状況。また、居宅介護の家事援助では一緒に買い物に行くことができないため移動支援での外出を希望。家族は同居しているが夫も精神障がいがあり、子どもも受験や就職活動で援助ができない状況。(相談4)	・身体障害者手帳取得の方の「移動支援」の支給決定時の対象者が限定されすぎている。	<p>【課題整理済】 4.2 の見解と同じ</p>	<p>・平成28年3月29日付け 札幌市移動支援事業における対象者要件の拡大及び移動支援ガイドラインの改定について（通知）により対象者拡大。 【参考】札幌市移動支援ガイドライン（直近令和6年4月版） https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3_idosien.html</p> <p><u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u></p>	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
26 (H25)	身体障がいがあり、車椅子や松葉杖を使用して車への移乗が可能な方。 今までには父親の自家用車での送迎で平日（月～金）最寄り駅の真駒内駅まで送ってもらっていた。その際には駅長の許可を得てバス乗降ゾーンで自家用車への移乗を行っていた。父親がアルツハイマーになり、免許を返上することで送迎者が不在に。タクシーを利用しようとしたが、冬場の真駒内駅からタクシー乗り場までは、除雪も不十分で歩行者一人がようやく歩ける状況で駅からタクシー乗り場まで行くことができない。タクシーでバス乗降ゾーンでの移乗を許可してもらおうとしたが、駅長が許可しても市民の理解を得られないということで許可が降りなかった（バス乗降ゾーンへのタクシー乗り入れ禁止）。（相談8）	・移乗が必要な方には真駒内駅周辺の環境が良くない。 ・冬場の除雪が行き届かない。 ・市民の理解が不十分。	【課題整理済】 4 2 の見解と同じ ※南区地域部会の構成員が「真駒内チーム」として有志で集まり、市で募集していた真駒内まちづくりアイディアコンペに応募した。集まって議論した内容や独自に真駒内チームが調査した結果などをもとに、今後南区地域部会でも検討を進める予定。	【福祉のまちづくり推進会議】 真駒内駅については再開発地域に指定されておりまちづくり計画を作成する予定であり、所管課に対して計画策定時に検討いただくよう依頼した。（No.41にも関連の記載あり） ※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：移動
48 (H26)	現在、就労継続B型事業所に通所しているが、冬期間、雪で外出が困難になるために利用が難しいとの相談があった。事業所から最寄りの駅まで送迎を行っているところはいくつかあったが、自宅からの送迎は殆ど行われていない。生活介護事業所も自宅からの送迎をしているところはいくつかあったが、相談者宅からだと難しかった。ぬくもりサポートも検討しているが、ボランティア登録者が近くにいない為難しい。タクシー1メーターで行ける事業所も探したがなかった。（相談17）	電動車椅子の方への冬期間の外出支援について	【課題整理済】 41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
61 (H26)	<p>移動支援の対象要件が厳しい。 胸椎損傷や片麻痺の方の、外出における事故報告が日々見受けられる。</p> <p>コンビニ等の入口付近が傾斜になっているところや、飲食店等の入口が段差になっているところが未だ多くあり、入店時に後方への転倒事故が起きている。</p> <p>精神疾患を抱えている方が地域移行しても、公共交通機関の利用を戸惑い、病院へ行けないと報告が多く見受けられる。</p> <p>両下肢麻痺や片麻痺の方が1人で外出することは容易ではなく外出先でもかなりの制限がある。(東区)</p>	<p>身体障害で2肢に障がいを有し外出が困難な場合、精神障害で外出が困難な場合も、移動支援が利用できるようにしてほしい。</p> <p>病名・症状に対して対象要件を拡大してほしい。</p>	【課題整理済】 4.2 の見解と同じ	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市移動支援事業における対象者要件の拡大及び移動支援ガイドラインの改訂について(通知)【札障第6451号／平成28年3月29日】により、平成28年度より肢体不自由の方の対象者要件が2肢以上に拡大。 ・札幌市移動支援ガイドライン(直近 令和6年4月版)No.22と同様。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了</p>	主 : 移動 副 : 支援 技法・障 害特性

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
62 (H26)	移動支援の身体介護有・無は不要ではないか。 身体介護有・無の基準は食事・排泄に介助を要するか否かとなっているが、それは居宅内における基準であり、実際に外出した際は、トイレの設備が整っていないかったり、人混みだったりと身体介護無の方でも身体介護を必要とする。 また、身体介護無で認定を受けている新規利用者のため、事業所を探す際、「身体介護は有ですか？無ですか？」と聞かれる事が多く、移動支援サービス事業所につなげるのが困難な状況になっている。(東区)	移動支援の対象者は、外出の際に必ず身体介護が必要となることから、身体介護有・無という基準は必要ないのでは。	【課題整理済】41の見解と同じ ・身体介護無で受けてくれる事業所が少ない～単価が違う ・地区担当の調査は自宅での状況～外出時は異なる ・身体介護有無の基準が、自宅と外出時で異なることを反映できない	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動
76 (H27)	移動支援の対象は3肢以上あるが、身体機能だけでなく認知機能の低下が見られ、ひとりでの外出が困難な方の支援をどのように考えるべきか。(相談) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	難病により、認知機能の低下も見られる方の外出支援について 移動支援ガイドラインの見直し ・現在 (H24.4付け) のガイドラインに難病が含まれていない ・3肢以下の方で区分認定されており、移動が「部分的に支援が必要」以上の人人が移動支援の利用に該当しない根拠が知りたい。 ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」のパブリックコメント (2015年の11/24まで) に意見を出す予定 ・相談部会定例会で、高次脳機能障がいの方の記憶障がいに関係する外出支援必要性も	【課題整理済】42の見解と同じ ・精神科の受診は？精神障がいで移動支援利用は？ →精神科受診は不明。精神障がいで移動支援支給はされにくい。	【参考】 ・移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドラインの改訂について (通知) 【札障第3号／平成30年4月2日】により、難病者児に対象者拡大。 ・札幌市移動支援ガイドライン(直近令和6年4月版) ⇒No. 22と同様。 ※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
83 (H28)	<p>40代男性、両下肢機能全廃（中途障害）。ごく短距離であれば屋内で壁や手すりを使って伝い歩きする事はできるが、段差の移動は困難。スポーツタイプの車いすを自走して日常的に外出しており、屋外移動の交通手段として公共交通機関も利用している。そんな本人の声。</p> <p>・『車いすマーク』の付いた路線バスがあるが、車いすの人が普通に利用できるわけではなく、バスの営業所に利用の予約を入れて、車両にスロープを積み込んで置く等の依頼をしないと利用できない。バス停で、他のお客さんとバスの到着を待っていて、車いすマークのバスが来ると、他のお客さんは私に「乗らないのですか？」と声を掛けてくれるが、「予約したバスじゃないよ乗れないんです」と説明すると、皆不思議そうな顔をする。でも、それが普通の感覚なのだと思う。車いすマークが付いているのに車いすが乗れないバス。路線バスの車いすマークはいったい何のために表示しているのだろうか。また、状況によっては予約した路線バスの到着時刻に自分が間に合わない事もあって、そうなるとまた予約を入れ直さなければならない。</p> <p>路線バスに簡易式スロープを常備するなど、車いすの人も、いつでも、どこでも路線バスを使えるようにすることはできないのだろうか。【相談】</p>	<p>【課題】 車いすの方が路線バスを使う時の困りごと</p> <p>【考え方される解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各バス会社への依頼（行政、関係機関、団体） 積極的に簡易式スロープ購入費用の割引 バス会社にスロープの使用方法や介助方法のレクチャーができるような機会 <p>※地域づくり委員会への相談の可能性を含む</p> <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予約しないことを理由に、乗車を拒否され、営業所に差別を訴えた <ul style="list-style-type: none"> 当事者団体が事例を持っていないんだろうか？ 1日のスケジュールを全部決めて予約しなければならない。トイレに行くだけで、予約したバスを逃してしまうこともある 交通局に問い合わせをしたら録音されるので、そういう声を残しては 	<p>【課題整理済】41の見解と同じ 障がい福祉課のバリアフリー担当に報告。検討結果のフィードバックを。</p>	<p>どのような検討結果だったのかのフィードバックの内容は不明。 2019年度立ち上がる移動に関するプロジェクトチームで改めてこの課題について考えていく。</p> <p>【令和元年度～令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> №41の記載と同様。 	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
92 (H28)	移動支援について 公共交通機関が利用できない障がい者、公共交通機関だけでは目的地に行くことができない障がい者は、ヘルパー等が運転する車で目的地に行くしかなく、有償運送契約を締結して、移動支援制度を利用している。 ヘルパーが運転する車を利用し目的地まで移動した場合、車を運転をしている時間は、常時支援が行える状態にはないと理由で、移動支援の算定対象にならないとされている。【東区】	障がい者にとっては、ヘルパーが車を運転すること自体支援と言えるのであり、障がい者が、有償運送契約と移動支援の二重に負担する制度を軽減してほしい。 また、利用者が固定していることで、実際に利用したいときに使えないことがある。 特に、冬場は最寄駅までの移動も難しく、札幌の特性として、冬場だけでも運転する時間を算定対象として認めてもらいたい。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動
93 (H28)	就労継続支援事業所の送迎について 就労継続支援事業所に通所する場合、利用者の通所のための送迎をしている事業所は少なく、通所に移動支援も利用できないため、障がい者は事業所に通所できずに困っている。【東区】	障がい者の社会参加を促すため、多くの就労継続支援事業所が利用者を送迎できるようにしてほしい。 家族の支援が得られず、自力で通所（外出）ができない障がい者は、引きこもりが常態化してしまう。事業所が送迎してくれるようになれば、障がい者の引きこもりが減っていくはず。 事業所が送迎しない理由などについてアンケートを実施し、事業所が抱える課題を探ってみてはどうか。	【課題整理済】41の見解と同じ	【参考】 ・平成30年度報酬改訂の際に、就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。 【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
97 (H28)	23歳女性、知的障がい、療育手帳B、障がい支援区分4。 移動支援（身体無）の支給決定済。1事業所がサービス提供を実施していたが、提供日数が減少。新たに事業所を探すこととなり、A事業所がサービス提供可能となる。顔合わせの際、A事業所側から、区分4を理由に、行動援護への切り替えを強く進めるような発言を何度もされる様子が見られたが、本人の現状等の説明をし、A事業所も納得した上で契約。その後2度ほどサービス提供実施。しかし、その後、年末年始のサービス提供について、回数を増やせないかという相談を、当相談室からしたところ、このまま移動支援（身体無）の支給では報酬的に採算が合わないので、せめて移動支援（身体有）、もしくは行動援護への切り替えを進めて貰うか、できなければサービス継続は難しいとの返答をもらう。結果として、契約解除となつた。A事業所側の対応については日弁連でも事例としてあげているが、そもそも報酬単価の低さについても課題であると感じている。【相談】	【課題】 移動支援（身体無）の報酬単価について 【考え方される解決策】 移動支援（身体無）の報酬単価の見直し。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。	主：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
68 (H26)	行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人（ヘルパー）が変わることで不穏になってしまう自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動援護に切り替える通達があった。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動援護を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更するとなると、支援方法や人が変わってしまい、精神的不穏や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。（相談）	移動支援の支給について ①家族と支援者で区役所に事情を話に相談に行く。通常であれば、相談室として、行動援護を実施できる事業所を探していくことが考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等の多くの変更により、精神的不穏と行動障害の悪化が想定される事案について、安易に事業所を探して変えるということは得策とは考えられない。 ②区によっては個別の事案について移動支援から行動援護の切り替えについて、柔軟に対応しており、ニーズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援をできるだけ受けることができるよう、長期的には行動援護に切り替えることができる体制を整えつつ（サービス利用計画に盛り込む等）、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくのはどうか。	【課題整理済】 13 の見解と同じ	※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：行政の仕組 副：移動

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
77 (H27)	<p>・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センター一すべつの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。(清田区) 	<p>【課題】 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p>【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってきている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要な ケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の 限界がある 介助については、される側とする側の関係性になつてもしまう ・就労部会への情報提供 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 <p>【就労支援推進部会】 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。</p> <p>【移動に関するプロジェクトチーム】 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No.41の記載を参照。</p> <p>【令和5年度】 ・No.41の記載と同様</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主 : 労働 副 : 移動